

# 第 4 編

## 岡崎市水循環総合計画の施策について

---

第 9 章.	各項目の個別施策について.....	94
第 10 章.	重点施策（令和 3 年度～令和 8 年度）について.....	100

卷末資料

岡崎市水を守り育む条例

## 第9章. 各項目の個別施策について

水循環総合計画に規定された対策の具体的な行動内容の設定にあたっては、現在実施している施策を整理し、第3編で示した施策方針との関係を把握しました。ほぼすべての対策項目に対して現在施策を実施中です。水循環総合計画の各目標項目を達成するためには、これらの施策の継続的な実施が必要となります。また、対策を確実に実施していくために重点施策を設定し、更なる推進を図る既存施策の抽出と新規施策の立案を行いました。

全施策の一覧と施策のつながりについては第9章に、重点施策については第10章に示します。

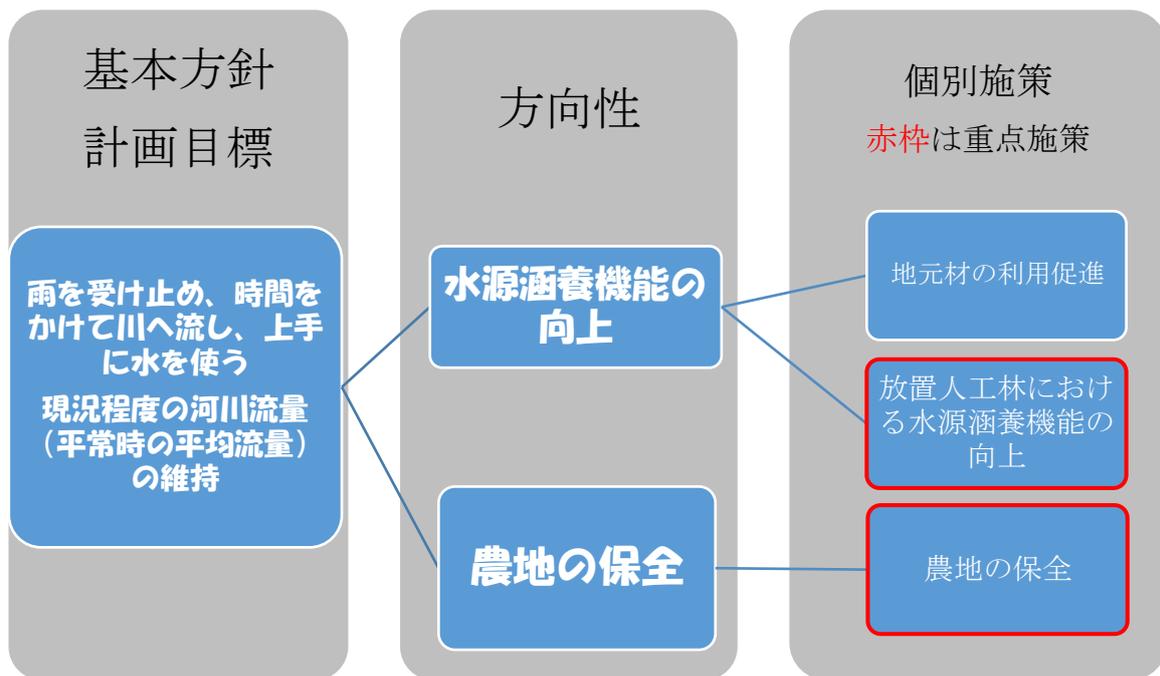


図 9-1 水環境創造プランの水環境目標達成に向けた行動内容のイメージ

表 9-1 基本方針【水量】「雨を受け止め、時間をかけて川へ流し、上手に水を使う」ための施策

方向性	個別施策
<p><b>水源涵養機能の向上</b></p> <p>森林は、岡崎市の約6割を占めており、主要な河川の上流に位置し、それぞれの地域によって特性があります。この地域特性を考慮し、水源涵養機能が大きいと考えられる森林については適正管理による水源涵養機能の維持・向上を図ります。</p> <p>また、森林の整備を進めるため森林所有者の同意による施業界の確認、地元材の利用等に取り組みます。さらに、森林の現状に対する理解や関心を深める普及啓発活動や市民が森林づくりへ参画できる事業、企業の森林におけるCSR活動への支援にも取り組んでいきます。</p> <p>一方、水源涵養機能の向上は森林の保水能力を向上させることであり、雨を一時に川に流れ出にくくすることで、洪水による被害を防止する効果も期待できます。</p>	<p>水源地域の森林整備</p> <p>市産材利用促進</p> <p><b>放置人工林における適切な森林整備の推進</b></p> <p><b>林地境界及び森林所有者の明確化</b></p> <p><b>里山の保全</b></p> <p><b>水循環影響調査によるモニタリング</b></p> <p><b>森林に関する啓発事業の強化</b></p> <p><b>水道水源林の保全事業「未来へつむぐ岡崎の水プロジェクト」</b></p>
<p><b>農地の保全</b></p> <p>農地は、森林とともに雨を受け止める機能を持っています。遊休農地が増加傾向にある中、この農地を保全するために拓けた平坦地域や山間部に位置しているなどのそれぞれの地域特性を考慮しながら、適切な農業生産基盤の整備、農村環境や生態系の保全及び地域の共同活動等への支援を推進します。また、冬季湛水によって水源涵養機能を持たせる等の有効活用を図ります。</p>	<p>農地の保全</p> <p>農業用排水施設の整備</p> <p>休耕田や非かんがい期の水田への湛水</p>
<p><b>湧水等の保全</b></p> <p>湧水は自然の水循環経路が保全された望ましい水環境の一部として現れ、市民の憩いの場の一部となったり川の水のもととなったりします。また、地下水は湧水の供給源になるとともに水道水源等としても利用されています。このように湧水や地下水は貴重な水資源となっていることに着目し、地下水涵養を積極的に推進する等、適切に保全しながら利用を促進していきます。</p>	<p>湧水の保全・活用</p>
<p><b>ため池の保全</b></p> <p>ため池は岡崎市内に多数分布しており、農業用水の供給源になるとともに豊かな自然環境を育てる場にもなっています。さらに、地下水の涵養機能も持っており、岡崎の貴重な水資源の一部となっています。このようなため池の多面的機能を維持・向上させるために愛知県が策定した「愛知県ため池保全構想」に基づき、ため池の保全に努めていきます。</p>	<p>ため池の保全</p>
<p><b>節水への取り組み</b></p> <p>岡崎市では、水道水源の約50%に乙川の水を使っています。私たちが水を大切に上手に使えば、乙川から採る水の量が少なくてすみ、乙川に豊かな水量を確保することにつながります。各家庭、事業所や公共施設において節水に取り組むことにより、流域の水資源の有効活用が図られます。</p>	<p>老朽管更新・漏水調査</p>

※ 太字は重点施策

## 第4編 岡崎市水循環総合計画の施策について

表 9-2 基本方針【水質】「汚れのもとを減らし、清らかな流れを保つ」ための施策

	方向性	個別施策
汚濁負荷量の削減	<p><b>浄化槽の転換及び適正管理</b></p> <p>本市では川の水の汚れの原因として、単独処理浄化槽(し尿だけを処理する浄化槽)設置家庭や汲便槽設置り家庭からの生活雑排水による負荷が大きな割合を占めています。公共下水道、農業集落排水処理施設など地域汚水処理施設の整備計画区域外の区域及び未整備区域については、単独処理浄化槽や汲便槽設置り家庭における合併処理浄化槽への転換の促進が必要です。</p> <p>また、浄化槽は、適切な維持管理を行わなければ汚水をきれいにして川に流す機能が低下してしまいます。このことから、設置だけでなく適切な維持管理が必要となります。</p>	<p><b>合併処理浄化槽の普及</b></p> <p><b>浄化槽の適正管理</b></p>
	<p><b>下水道整備の推進 (汚水)</b></p> <p>一般家庭や事業所からの汚水をきれいにして川に流すことによって、川の水がきれいになり、人々が憩うことができるとともに生きものが育まれる水辺を実現することができます。このため引き続き公共下水道整備を進めます。</p> <p>また、下水道が整備されても一般家庭からの接続がなされなければ、川をきれいにする効果は現われないため、接続率の向上が必要です。</p>	<p><b>下水道の整備 (汚水)</b></p>
	<p><b>家庭からの排水をきれいにする</b></p> <p>下水道の整備や合併処理浄化槽への転換促進を図ることで、家庭からの排水による川の汚れを減らすことができます。しかし、これらの施設に流れ込む排水の汚れが多くなると、処理が難しくなるため、なるべく汚れた水を流さないようにすることが大切です。そこで、家庭でできる対策として、三角コーナー等を利用して食べ物くずを流さない、食用廃油を流さない、食器を洗う前に汚れをふき取る等の啓発に努めます。</p> <p>また、天然石けんは合成洗剤よりも分解しやすく環境にやさしいため、天然石けんを積極的に使い、合成洗剤を使う場合は無リンのものを選んで適量を使う等によっても家庭から流れる排水をきれいにするすることができます。</p>	<p><b>生活排水対策</b></p>
	<p><b>事業所からの排水をきれいにする</b></p> <p>本市では、市内の事業所からの排水について条例により基準を設けるとともに、特定の事業所については協定を結んでさらに厳しい排水の基準を設定しています。事業者による基準値の遵守、行政による監視・指導を推進するとともに、自主的な水質の改善の取り組みも必要です。</p>	<p><b>有害物質等削減対策</b></p>
	<p><b>水質事故の発生防止</b></p> <p>有害物質や油の流出などの水質事故は、川が汚れるだけでなく、魚のへい死や、私たちが利用する水道水に影響を与える可能性があります。水質事故の発生源者に対して指導を行うとともに、事故の発生防止につながるよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。</p>	<p><b>水質事故対策</b></p>
	<p><b>環境に配慮した農業の推進</b></p> <p>農地(水田)は水質の改善に寄与する効果を併せ持つ反面、過剰な施肥や農薬の利用等がなされた場合には水質悪化の原因になることがあります。一方で側条施肥(作物の吸収しやすい位置に必要な肥料を施用)など負荷が少ない農法も開発されています。このような水環境への寄与が大きくなる環境配慮型の農業を推進します。</p>	<p>(再掲) <b>農地の保全</b></p> <p><b>環境保全型農業の推進</b></p>
	<p><b>大気汚染物質の低減</b></p> <p>大気汚染物質は、水が循環する過程の中で、雨や雪によって直接、又は陸上を経由して河川等へ到達します。すなわち、水質の保全のためには、大気汚染の観点からも対策を講ずることが必要です。そのため、工場や自動車等、大気汚染物質の排出元に対する指導や啓発を進めます。</p>	<p><b>大気汚染物質対策</b></p>
	<p><b>河川清掃の実施</b></p> <p>清らかな流れを保つためには、水に含まれる汚れのもとを減らすとともに川や水路に散乱しているゴミの除去も欠かせません。川の清掃活動を積極的に実施していきます。</p>	<p><b>管渠・開渠清掃</b></p> <p><b>清掃・除草(報奨制度)</b></p> <p><b>川と海のクリーン大作戦</b></p>
	<p><b>水質保全活動の推進</b></p> <p><b>水質保全活動の実施</b></p> <p>川の清らかな流れを保つために、市民や事業者の水質保全への関心を高めることや水質保全に関する知識を深めることが必要となってきます。水質の保全に関連するイベント等を開催し、水質保全に取り組む体制の構築や意識の高揚に役立てていきます。</p>	<p>(再掲) <b>生活排水対策</b></p> <p><b>水生生物調査</b></p>
	<p><b>河川やため池の水質監視</b></p> <p>清らかな流れを保つための取り組みを進める一方で、実施した取り組みの効果についてモニタリングすることや、水質が著しく悪化している場所がないかなどを広範囲にわたってモニタリングすることが大切です。行政だけでなく、市民との協力体制の下で水環境のモニタリングに取り組んでいきます。</p>	<p><b>河川等の水質調査</b></p> <p><b>市民による水環境の調査及び評価</b></p> <p>(再掲) <b>水生生物調査</b></p>

表 9-3 基本方針【災害】「雨を流域にとどめて水害を減らし、濁水や震災に備える」ための施策

	方向性	個別施策
治水対策の 推進	<p><b>河道の改修</b></p> <p>市内5河川で緊急かつ重点的な河道改修を進めた床上浸水対策特別緊急事業等により、各流域における治水安全度は大きく向上し、浸水被害の軽減・解消が図られてきました。しかし近年では、気候変動等に起因して、水害の発生頻度の増加や規模の激甚化といった懸念が高まっています。</p> <p>そのため、自然災害から市民の生命・財産を守る安全安心な都市基盤の早期実現のため、国及び愛知県に対し、矢作川や乙川をはじめとして、一級河川の未改修区間における河川整備事業の促進・改善について要望を行っていきます。</p>	河川整備計画に基づく一級河川の整備促進への働きかけ
	<p><b>調整池の整備</b></p> <p>新たに宅地などの開発を行う場合は、降った雨が短時間で川へ流れ出すことで洪水被害の発生につながらないように調整池の整備が必要となります。開発の際には適切な施設を整備するとともに調整池の浸透化等を検討していきます。</p>	総合治水対策の推進 <b>雨水貯留浸透施設の設置推進</b> 土地区画整理事業における調整池の設置事業 開発行為為許可申請
	<p><b>ため池の活用</b></p> <p>数多く分布するため池のほとんどは、農業用水として利用する水を貯めておくために造られています。しかし、洪水時には川へ流れ出す水の量を調節して洪水を抑える機能を持たせることも考えられます。一方、ため池の中には老朽化がみられるものもあり、漏水等によって下流地域に災害を発生させることも考えられます。</p> <p>ため池の所在地や容量等の特性を考慮し、湛水機能を保全・整備した上で利水者との調整を図りながらため池を洪水対策に活用することを検討していきます。</p>	ため池の雨水貯留機能の活用
	<p><b>下水道整備の推進（雨水）</b></p> <p>近年、雨の降り方の局地化、集中化、激甚化による都市部での浸水被害が多発しています。これらの背景には、下水道施設の雨水排除能力を大きく上回る集中豪雨の頻発、都市化の進展による雨水流出形態の変化等土地利用の高度化に伴う原因が挙げられます。都市浸水被害は都市機能という社会経済上大きな機能障害を与える恐れがあることから、雨水ポンプ場や雨水管等排水施設の整備を進め、大雨に強いまちづくりを目指します。</p>	下水道の整備（雨水）
	<p><b>減災への取り組み</b></p> <p>堤防の決壊等による被害が想定される場合は、早期の避難によって人的被害を軽減させること（減災）が重要になります。洪水ハザードマップ等を活用した避難行動の周知徹底、避難訓練の実施、情報収集・連絡体制の整備等により、平常時から減災への取り組みを進めていきます。</p>	洪水ハザードマップ 水害リスクの回避 <b>避難体制の強化</b>
	<p><b>雨水の貯留浸透及び雨水利用の促進</b></p> <p>有効利用できる多くの水を蓄えたり、水循環を健全化させて川の水を増やしたりするためには、降った雨を地面にしみ込ませるいは貯留して時間をかけて川へ流すことが必要です。各家庭、事業所、公共施設等での雨水浸透施設や雨水貯留施設の普及あるいは道路の浸透化対策を図っていきます。なお、この取り組みは、雨を一時に川に流さないようにすることで浸水被害の軽減にもつながるものとなります。</p>	浸透性舗装等の推進 <b>雨水貯留浸透施設の設置推進</b>
	<p><b>気候変動による大規模災害等のリスクへの対応</b></p> <p>近年、地球温暖化による気候変動の影響等により水災害の激甚化や危機的な濁水リスクの増大が懸念されています。政府や研究機関等が発信する知見を収集し、本市の自然的・社会的条件に照らし合わせながら適切な適応策を検討・推進していきます。</p>	気候変動に関する最新情報の収集と施策の見直し
	<p><b>給水体制の確立</b></p> <p>濁水による水不足に対応するため、水道施設の改良や拡張に努めるとともに、浄水場間の弾力的運用を行い、給水体制の確保に務めます。</p> <p>また、濁水や震災等によって断水した場合であっても、市民に生活用水がいきわたるよう応急給水及び応急復旧体制の確立や耐震貯水槽の設置等の整備をします。</p>	非常時の給水体制 老朽管更新・漏水調査
	<p><b>河川流水の総合的活用</b></p> <p>濁水により、河川の水量が減少した場合、市民など水利用の関係者に情報の周知や節水を働きかけます。</p> <p>乙川では、愛知県が策定中の乙川圏域河川整備計画において、茅原沢基準点における流水の正常な機能維持するために必要な流量は、動植物の生息・生育状況、流水の清潔の保持等の観点から、かんがい期で概ね2.5m<sup>3</sup>/s、非かんがい期で概ね2.0m<sup>3</sup>/sとしています。今後、愛知県等の関係機関、団体で構成する「乙川水環境管理連絡協議会」と連携し、総合的な水利用の推進に努めていきます。</p>	-
	<p><b>消防水利の確保</b></p> <p>どこで火災が発生しても速やかな消火活動が実施できるよう、防火水槽や消火栓を適切に配置していきます。また、特に緊急時においては、消防水利として位置付けられていない川や農業用水路の水を消火活動に用いることも考えられます。状況に応じて市内の水を柔軟に、有効に活用した火災への備えを進めていきます。</p>	消火訓練
非常時における水の確保		

## 第4編 岡崎市水循環総合計画の施策について

表 9-4 基本方針【水辺環境】「岡崎在来の豊かな自然とふれあえるまちをつくる」ための施策

方向性		個別施策
水辺の保全	水辺環境の保全と創出 従来の河川整備では、治水安全度を早期に向上させるために洪水を安全に流すことを優先して効率を重視した整備が進められてきた結果、洪水被害は軽減され、安心して住めるまちづくりに寄与してきました。今後は人々が水辺に近づきやすく、ホタルなどの生きものも棲みやすい水辺となるよう治水安全度を確保しながら、可能な限り多自然川づくりなどの考え方によって水辺環境を保全・創出できる河川整備を進めていきます。	河川法面等の草刈り  水辺の生態系ネットワークの保全
	湿地の保全 北山湿地や小呂湿地には湿地特有の植物や動物が生息しています。これらの動植物は特殊な環境でしか生きることができず、個体数も限られている上に環境への適応性が弱いものがほとんどです。北山湿地及び小呂湿地は環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に、さらに北山湿地は県の天然記念物にも指定され、重要な湿地となっています。この貴重な自然を維持するために、市民との協力のもとで保全活動を推進していきます。また、自然保護の大切さや必要性の理解を深めるために観察会等のイベントも開催していきます。	水辺の生態系ネットワークの保全
水辺空間の整備	河川緑地等の整備 水辺に親しむ機会を増やし、市民が水環境に興味を持ち、水環境の保全や創造について考えるきっかけとなるよう河川緑地や親水施設の整備を進めます。水辺への親しみやすさの向上を図り、家族で憩え、子どもが遊ぶことができる水辺の創出を進めます。	-
	まちづくりと一体で取り組む水辺の活用 民間事業者（公民連携事業者）による公共空間の利活用が促進されるよう河川空間の整備を進めます。水辺が良好なまちと融合した空間形成に資することを目指します。	乙川リバーフロント地区活用推進
在来種の保護	在来種の保護 多くの川、水田等においてカワバタモロコ、メダカ、ネコギギ、ウナギ等の在来種が減少の一途をたどっています。特にため池ではブラックバス、ブルーギル等の外来種が目立って増殖しており、一方でオイカワ、カワムツ、タモロコ等の小魚が減少しています。 またその他の動物ではミシシippアカミミガメ増加によりニホンシガメが被圧されたり、植物ではオオキンケイギクやオオササモなどが繁茂し水辺の環境を一変させてしまうなど外来種の問題も多様化しており、対策を行う必要があります。 在来種減少の大きな要因になっていると考えられる外来種を駆除するとともに、在来種が棲みやすい水辺環境を創造することで保護に努めていきます。	水辺の生態系ネットワークの保全  目指せ！『ホタルのまち岡崎』
	身近な緑を育てる 緑地などの自然環境が持つ機能（グリーンインフラ）は影響低減、防災、減災、生物多様性の確保など、我々を取りまく様々な社会問題の解決に生かせることが近年分かってきました。グリーンインフラを十分に機能させるためには山間地だけでなく市街地にも十分な緑を確保する必要があります。森林や農地に加え、市街地においても公園や神社、公共施設及び街路樹等の身近な緑を保全・創出します。さらに市民や事業者の協力によって、一般家庭や事業所等の緑化を推進します。	緑化の推進

表 9-5 基本方針【水との関わり】「水との関わりを深め、水を通してつながりあう」ための施策

方向性	個別施策
<p><b>文化活動の活性化</b></p> <p>市民の水環境への関心と理解を深めるきっかけとして、水辺を利用したお祭りやイベントへの参加、史跡等にふれることも大切です。既存の文化活動の活性化や史跡の保存とともに市内外へ積極的に情報発信することで水環境を活用した文化活動にふれ、水環境について考える機会が多くなるようにしていきます。</p>	<p>「岡崎の桜まつり」、「家康行列」</p> <p>岡崎観光夏祭り花火大会</p> <p><b>魚ふれあい事業の実施</b></p>
<p><b>市民の自主的な活動の促進</b></p> <p>水環境を良くしていくために行政ができることには限界があります。岡崎市の水環境を良くするためには、市民1人1人が自分でできることを考え、主体的に行動することが欠かせません。市民や事業者には市民環境目標への取り組みや河川の清掃活動、草刈作業等に積極的に参加する等の役割が期待されます。</p>	<p>河川愛護活動</p> <p>多面的機能支払交付金事業</p> <p>河川美化団体の助成</p> <p>伊賀川一斉清掃</p> <p>菅生川草刈清掃</p> <p><b>水に関する環境学習の充実</b></p> <p><b>環境美化・保全団体の活動支援</b></p> <p>市民による水質一斉調査と「あいちの水循環再生指標」による評価</p>
<p><b>情報共有の共有化</b></p> <p>市民や事業者が主体的に活動するためには、今、どこで、何が行われているのか、あるいはどんな行動が必要とされているのか等についての情報が身近に得られることが必要になると考えられます。また、市民間あるいは行政と市民間でお互いの情報を共有できるようにすることも必要なことであると考えられます。市民が利用しやすい形で有効な情報が手元に届くように、積極的な情報の発信と伝達手段を工夫していきます。</p>	<p>水循環に関する情報の発信</p> <p>関係団体間の交流促進</p>
<p><b>新たな観光資源の創造・活用</b></p> <p>本市では岡崎城や東公園等の既存の観光資源に加え、乙川リバーフロント地区の整備など新たな観光資源の創出に努めてきました。市民が水に親しみ、関心を高め、また市外の多くの人々にも岡崎の特色ある水環境を知ってもらうために、地域の特性を考慮しながらより一層施策の推進に努めます。</p>	<p>乙川リバーフロント地区のかわまちづくり</p> <p><b>環境フォトコンテストの開催</b></p>
<p><b>環境学習等の促進</b></p> <p>水環境を今後どのようにしていくべきかということについては、市民1人1人が自分自身の問題として受け止め、具体的な行動に移していくために、環境学習等により岡崎の水環境について学ぶことが必要となります。このため、自分たちの生活と水環境との結びつきや、水環境に関連する知識を提供するとともに、自分たちの手で水環境に触れ、水環境の大切さを体験して理解できるような環境学習を促進していきます。また、環境学習は学校だけでなく、地域全体が協力して進めていくことが大切です。</p>	<p>水に関する環境学習の充実</p> <p>自然環境啓発イベント</p> <p>水道週間</p>
<p><b>小中学校での水環境改善への取り組み</b></p> <p>水環境の問題を自分自身に深く関わるものとして受け止めるためには、水環境の改善に実際に取り組むことも効果的です。岡崎市の小中学校の中には、水質や生物、生態系の保全に取り組んでいる学校があります。このような活動を全ての小中学校で実施できるようにしていきたいと考えています。また、環境学習と同様、小中学校でのこのような活動を地域全体で支えていくことも大切です。</p>	<p>環境教育の支援</p>
<p><b>上下流域間交流の促進</b></p> <p>例えば、乙川の下流で使う水は乙川上流の森林等で創られたものであり、また川の上流までアユ等の魚を遡上させるには下流にある堰に魚道を設ける必要があるなど、水環境の問題は必ずしも当該地域だけで解決できるものではありません。複雑に関係しあっている水環境の問題を総合的に改善していくためには、上流側の住民と下流側の住民、あるいは隣同士の川の流域の住民の間で交流を深め、お互いに協力し合っていく必要があります。流域ツアー、林業や農業の体験ツアー等によって、岡崎市内での縦断的、横断的交流を促進していきます。</p>	<p><b>「森の駅」事業の拡充</b></p> <p><b>矢作川流域における関係団体との連携</b></p>

## 第10章. 重点施策(令和3年度～令和8年度)について

水環境創造プランの計画目標を達成するため、更なる推進を図る既存施策の抽出と新規施策の立案を行い、水環境創造プランにおける重点施策として位置づけました。重点施策の成果は岡崎市水循環推進協議会において取りまとめられ年次報告書としてインターネット等で公表します。

基本方針1 「雨を受け止め、時間をかけて川へ流し、上手に水を使う」

基本方針1を達成するために、以下に示す7つの具体的な施策を重点的に実施していきます。

1-1 放置人工林における適切な森林整備の推進	
概要	我々の生活に必要な不可欠な「水」は森林がもたらす恵みの一つであり、森林が適正に管理され水源涵養機能を十分に発揮することで初めて得られるものである。このことから、自然との調和を図りながら限られた水資源を確保するとともに適切に活用するため、森林経営管理法の施行や補助制度に関する説明会の開催などにより間伐を推進することや企業のCSR（corporate social responsibility）活動やSDGsに関する取組を支援することで、森林整備を社会全体で支える仕組みづくりを行う
取組	放置人工林の間伐や針広混交林化、企業の森林に関するCSR活動等への支援
目的・効果	水源涵養機能の向上
目標年次	令和13年度
行動主体	岡崎市 森林課 国 ○ 愛知県 ○ 市民 ○ 企業 ○
参考指標	放置人工林間伐面積
関連計画	森林整備ビジョン、森林整備計画

1-2 林地境界及び森林所有者の明確化	
概要	森林所有者、林業従事者の高齢化により森林の土地境界が不明瞭になりつつある状況となっている。この状況に対応するため、森林所有者の同意による一定規模の森林のまとまり（団地化）をつくることなど、境界の確認について公的支援をしながら進める必要がある。そこで、国、県と協調して実施する「森林経営管理法」、「森林整備地域活動支援事業」及び「あいち森と緑づくり事業」などにより、適切な森林管理を行い、また、意欲ある林業事業者に対し助言、指導を行うほか、補助金の交付により金銭的負担の軽減を図る。 また、取組を推進するため、森林資源等に関する情報の管理体制を整備し、一元化した運営をするシステムを検討する。
取組	森林経営計画策定の促進、施業界確認作業の促進
目的・効果	森林整備の推進、森林所有者の意識向上
目標年次	令和13年度
行動主体	岡崎市 森林課 国 ○ 愛知県 ○ 市民 ○ 企業 ○
参考指標	経営計画策定箇所数及び総面積、施業界確認済面積
関連計画	森林整備ビジョン、森林整備計画

## 第4編 岡崎市水循環総合計画の施策について

### 1-3 里山の保全

概要	里山は昔ながらの薪炭林、きのこ等の林産物生産の場としての利用のほか、水源涵養や雨水流出抑制、生物多様性、景観、文化伝承の観点から重要な地域である。今後も市民やNPO等市民活動団体による自然体験や学習の場としての利用に供するため、不用木や不良木の伐採・除去等の実施による既存の里山整備に加え、自然環境の維持に努めるなど地域が主体となる里山整備を推進していく。						
取組	里山整備の推進、小中学校や市民を対象とした森林整備プログラムの実施						
目的・効果	公益的機能の向上						
目標年次	令和13年度						
行動主体	岡崎市	森林課、環境政策課					
	国		愛知県	○	市民	○	企業
参考指標	里山整備計画策定箇所数及び総面積						
関連計画	森林整備ビジョン、森林整備計画						

### 1-4 森林に関する啓発事業の強化

概要	<p>森林の持つ多面的機能については、市民が広く恩恵を受けていることを鑑み、森林の現状に対する理解や関心を深める普及啓発活動や市民が森林づくりへ参画できる事業に継続的かつ積極的に取り組み、市民への情報提供、啓発、教育、参画できる仕組みづくりを行うことが重要である。そこで、「市街地に住む住民に森林への関心を持っていただくイベント」、「間伐に興味がある者を対象とした体験会」、「間伐を行ったことがある者を対象としたスキルアップ講習」など、森林に対する意識レベルに合わせたイベントや環境教育等を実施し、より一層の啓発事業の強化に努める。また、森林サービス産業として活動できる人材を育てることを目指す。</p> <p>また、関連した内容を取り扱う他団体とも目的意識を共有し一体感のある啓発に努める。</p>						
取組	各種啓発事業の実施						
目的・効果	水源林への意識向上						
目標年次	令和13年度						
行動主体	岡崎市	森林課、環境政策課					
	国		愛知県	○	市民	○	企業
参考指標	啓発事業の実施回数						
関連計画	環境基本計画、森林整備ビジョン						

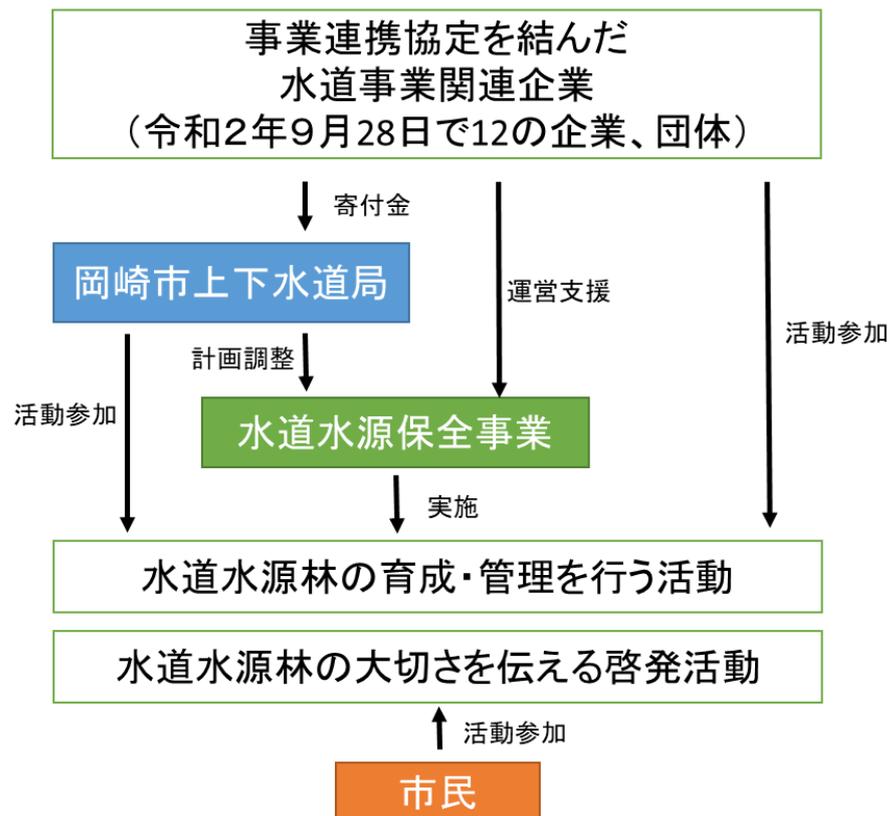
1-5 農地の保全

概 要	<p>農業者の高齢化、後継者や担い手の不足等で、耕作放棄地が増加し、農地が持つ水源涵養機能などの多面的機能の低下が危惧されている。</p> <p>そのため、経営の不安定な就農初期段階の担い手を支援し、専業農家での後継者及び新規就農者の育成・確保を図る。また、地域特性を考慮し農地の有効かつ適正な利用を図り、優良景観の保全や貯留機能などの農地の多面的機能を発揮させる。</p>						
	補助メニュー	概要					
	農業次世代人材投資資金の交付	農業を始めて間もない青年就農者に資金を交付する。					
	新規就農支援対策事業	新規就農に必要な初期投資費用に対するの支援を行う。					
	中山間地域等直接支援	中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者に対し、交付金を交付する。					
	荒廃農地の再生支援	農家が土地所有者に代わって荒廃農地を再生利用（再生作業及び土壌改良）する受け手に交付金を交付する。					
	多面的機能支払事業	地域の共同活動への支援、地域資源の適切な保全管理の推進により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた取組みに対し、交付金を交付する。					
取 組	担い手の確保・育成の推進、多面的機能の維持・発揮に向けた取組みへの支援						
目的・効果	新規就農者の育成・確保、荒廃農地発生の抑制・再生						
目 標 年 次	令和13年度						
行 動 主 体	岡崎市 農務課、農地整備課						
	国	○	愛知県	○	市民	○	企業
参 考 指 標	新規就農者数、荒廃農地全体調査						
関 連 計 画	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想						

1-6 水道水源林の保全事業「未来へつむぐ岡崎の水プロジェクト」

概要 本市の水道水は大部分を自己水で賄っており、なかでも乙川は全体の約半分を賄う大切な水源となっている。生活に欠かせない水道水を未来にわたり安定して供給するためには、水源涵養機能を有した水道水源林の保全に努めることは重要なことである。一方、水道事業に携わる企業においても自らの事業継続には「水」は必須であり、水源保全に対する CSR 活動の意欲が高まりを見せている。そこでこれらの水道事業関連企業と公民連携し水道水源林の育成、管理を行う活動やその大切さを伝える啓発活動を「未来へつむぐ岡崎の水プロジェクト」と名付け取り組むこととした。なお、令和2年9月28日に締結した事業連携協定には12企業、団体が参加している。

未来へつむぐ岡崎の水プロジェクトスキーム



目的・効果	水道水源林の保全、水道水源林の大切さの啓発					
目標年次	令和13年度					
行動主体	岡崎市	経営管理課、森林課				
	国	愛知県	市民	○	企業	○
数値目標	活動実施回数					
関連計画	上下水道ビジョン					

1-7 水循環影響調査によるモニタリング

<p>概要</p>	<p>森林は水源涵養や雨水流出抑制など水循環に有益な機能（いわゆる緑のダム機能）を発揮することが期待されている。しかしながら、この緑のダム機能は土地の地質や傾斜、間伐の有無等の条件で変化し、機能を向上させるために必要な森林整備の方法は場所によって異なると言われている。</p> <p>本市の森林の持つ緑のダム機能向上のための森林整備が水循環に与える効果の科学的知見を得るために、実地、実地調査を行い、基礎資料を収集する必要がある。</p> <p>まずは、調査地点の選定や調査方法の検討から実施していく。</p> <p>《イメージ》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>林内雨量及び樹幹流下量の測定</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>地表面流の調査</p> </div> </div>														
<p>取組</p>	<p>実験施設の設置、モニタリング調査の実施</p>														
<p>目的・効果</p>	<p>事業効果の把握、水源林への意識向上</p>														
<p>目標年次</p>	<p>令和13年度</p>														
<p>行動主体</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">岡崎市</td> <td style="width: 15%;">森林課、環境政策課</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">愛知県</td> <td style="text-align: center;">市民</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">企業</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	岡崎市	森林課、環境政策課						国	愛知県	市民	○	企業		
岡崎市	森林課、環境政策課														
国	愛知県	市民	○	企業											
<p>参考指標</p>	<p>モニタリング調査の結果</p>														
<p>関連計画</p>	<p>—</p>														

基本方針2 「汚れのもとを減らし、清らかな流れを保つ」

基本方針2を達成するために、以下に示す5つの具体的な施策を重点的に実施していきます。

2-1 合併処理浄化槽の普及																	
概要	<p>平成28年2月に岡崎市污水適正処理構想が見直され、合併処理浄化槽による個別処理区域が拡大した。これに伴い、污水处理整備における浄化槽の役割が一層重要になり、今まで以上に合併処理浄化槽の普及に尽力する必要がある。そこで、従来まで実施していた岡崎市浄化槽転換設置整備事業補助金の内容を大きく見直し、補助限度額の引き上げや、補助対象の拡充等を行い、さらなる合併処理浄化槽の普及に努める。</p> <p>また、浄化槽法に基づき浄化槽処理促進区域を新たに設定し、当該区域において補助内容を充実させることにより、合併処理浄化槽への転換を促進する。</p>																
取組	合併処理浄化槽の普及に向けた広報・啓発																
目的・効果	公共用水域の水質保全																
目標年次	令和8年度																
行動主体	<table border="1"> <tr> <td>岡崎市</td> <td>廃棄物対策課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>○</td> <td>愛知県</td> <td>○</td> <td>市民</td> <td>○</td> <td>企業</td> <td></td> </tr> </table>	岡崎市	廃棄物対策課							国	○	愛知県	○	市民	○	企業	
岡崎市	廃棄物対策課																
国	○	愛知県	○	市民	○	企業											
参考指標	生活排水処理率																
関連計画	環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画、污水適正処理構想																

2-2 浄化槽の適正管理																	
概要	<p>平成29年度に浄化槽台帳システムの再構築を行った。これに伴い、GISシステムが新たに導入され、浄化槽設置位置等が面的に把握できるようになった。また上下水道局と連携することで、浄化槽使用の実態把握が可能となり、維持管理啓発が効率的に実施できるようになる。様々な手法を用いて、地道に周知啓発を行い、浄化槽の適正管理を推進する。</p>																
取組	浄化槽管理に関する啓発・指導																
目的・効果	公共用水域の水質保全																
目標年次	令和8年度																
行動主体	<table border="1"> <tr> <td>岡崎市</td> <td>廃棄物対策課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国</td> <td></td> <td>愛知県</td> <td></td> <td>市民</td> <td>○</td> <td>企業</td> <td>○</td> </tr> </table>	岡崎市	廃棄物対策課							国		愛知県		市民	○	企業	○
岡崎市	廃棄物対策課																
国		愛知県		市民	○	企業	○										
参考指標	浄化槽法定検査受検率																
関連計画	環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画、污水適正処理構想																

## 第10章 重点施策（令和3年度～令和8年度）について

### 2-3 下水道の整備(汚水)

概要	下水道事業計画区域内における未整備地区の下水道整備を進め、都市の健全な発展及び快適な生活環境の実現を目指す。また、下水道の役割や必要性を広く市民に知っていただき、整備後早期接続を促すことを目的に、出前講座等情報発信を積極的に行い、下水道のPRを図る。					
取組	下水道の整備					
目的・効果	公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全					
目標年次	令和8年度					
行動主体	岡崎市	下水工事課				
	国	○	愛知県		市民	企業
参考指標	下水道普及率					
関連計画	汚水適正処理構想					

### 2-4 市民による水環境の調査及び評価

概要	市民自らが身近な川に足を運び、水環境に関する調査や評価をすることで、岡崎市の水環境の現状を知ってもらうきっかけとし、環境意識や親水性の向上を目指す。 また、市民による水環境評価を通じて、水環境創造プランの内、「水質」に関する計画目標である「川の中で遊ぶ（泳ぐ）ことができる水質の確保」の現状を把握する。					
取組	「川の通信簿をつけよう」の実施、水環境調査ボランティアによる調査の実施、水環境調査ボランティアの参加者増加と調査地点の分散化による市内水環境の正確な評価の実施					
目的・効果	市民との連携強化、ボランティア活動の活発化、環境意識の向上、親水性の向上、計画目標の進捗管理					
目標年次	令和8年度					
行動主体	岡崎市	環境保全課				
	国		愛知県	○	市民	○ 企業
参考指標	国土交通省「河川水質管理の指標」、水循環再生地域協議会「水循環再生指標」					
関連計画	—					

## 第4編 岡崎市水循環総合計画の施策について

### 2-5 大気汚染物質対策

概要	<p>工場や自動車等から大気中に排出される排ガス等は、水が循環する過程の中で、雨や雪によって直接、又は陸上（都市地域、農業地域、森林地域）を經由し河川等へ到達する。平成 28 年度に行った雨水調査の結果によると、大気汚染物質を含む雨水の汚濁が確認された。</p> <p>大気汚染物質の排出源には工場や自動車等が考えられることから、工場排ガスに関する指導や、次世代自動車の推進等を図ることで、大気汚染物質を低減し、河川等の水質の改善に寄与する。</p>																
取組	工場・事業所の排ガス規制の指導、次世代自動車・低公害車などの普及促進																
目的・効果	非特定汚染源の負荷量低減、企業の環境意識向上、大気環境の改善																
目標年次	令和 13 年度																
行動主体	<table border="1"> <tr> <td>岡崎市</td> <td colspan="7">環境保全課、環境政策課</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>○</td> <td>愛知県</td> <td></td> <td>市民</td> <td>○</td> <td>企業</td> <td>○</td> </tr> </table>	岡崎市	環境保全課、環境政策課							国	○	愛知県		市民	○	企業	○
岡崎市	環境保全課、環境政策課																
国	○	愛知県		市民	○	企業	○										
参考指標	環境保全協定締結事業者数、大気汚染監視結果、次世代自動車購入補助件数																
関連計画	環境基本計画																

**基本方針3 「雨を流域にとどめて水害を減らし、渇水や震災に備える」**

基本方針3を達成するために、以下に示す4つの具体的な施策を重点的に実施していきます。

3-1 下水道の整備(雨水)	
概要	集中豪雨や都市化の進展に伴う雨水流出量の増加により、市街地の低地部に浸水の危険が高まっていることから、雨水管や雨水ポンプ場などの排水施設を整備し、大雨にも強い安全な都市を実現する。
取組	下水道・ポンプ場の整備
目的・効果	浸水の防除
目標年次	令和13年度
行動主体	岡崎市 下水工事課
	国 ○ 愛知県 市民 企業
参考指標	整備面積、ポンプ場整備箇所数
関連計画	—

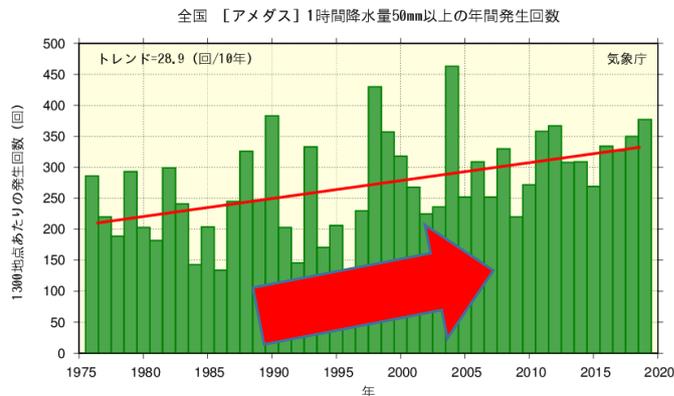
3-2 雨水貯留浸透施設の設置推進	
概要	<p>市街化の進展に伴う緑地、水面の雨水浸透面積の減少等による雨水流出量の増大や都市型集中豪雨の多発により市街地の浸水被害が多発している。</p> <p>このため、市が建設する一定規模以上の公共施設については、雨水の有効利用に配慮した公共施設の設計指針に基づいて建設を行うほか、市民と行政が協働して雨水貯留浸透施設を設置することにより雨水の流出抑制、非常用水の確保、地下水の涵養を行い、健全な水循環の育成と併せて資源の有効利用を図る。</p> <p>また、これら取組が広範囲に普及していけば大きな効果が期待できるので、啓発活動等を通じて雨水の有効利用を推進していく。</p>
取組	公共施設における施設設置、設置費の補助
目的・効果	雨水の流出抑制、非常用水の確保、地下水の涵養
目標年次	令和13年度
行動主体	岡崎市 河川課、サービス課
	国 愛知県 市民 ○ 企業 ○
参考指標	設置箇所数（公共施設）、設置補助件数
関連計画	総合雨水対策計画

## 第4編 岡崎市水循環総合計画の施策について

3-3 避難体制の強化	
概要	水害のリスクに対する市民の意識を高めるとともに、災害情報の取得方法の普及を図ることで、主体的な避難行動力の強化に取り組む。
取組	防災講座の実施、啓発資料の配布、防災緊急メールの登録推進
目的・効果	防災意識の向上、災害による人的被害の軽減
目標年次	令和13年度
行動主体	岡崎市 防災課、河川課
	国 愛知県 市民 ○ 企業
参考指標	防災講座の実施回数、防災緊急メールの登録者数
関連計画	総合雨水対策計画

3-4 気候変動に関する最新情報の収集と施策の見直し

概要 近年、地球温暖化による気候変動の影響等により、水災害の頻発化・激甚化や、危機的な渇水リスクの高まり等が懸念されている。



出典：[https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/extreme/extreme\\_p.html](https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/extreme/extreme_p.html)（気象庁HP 全国（アメダス）の1時間降水量50mm以上の年間発生回数）

本市でも今後発生しうる大規模な水災害、土砂災害、水資源の減少、生物多様性への影響等に備えるべく、本市に適したハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた効果的な施策を推進する必要があるが、地球温暖化対策の達成状況等により気候変動に対するリスク評価も変化するなど不確定な部分がある。



出典：国土交通省 平成29年7月九州北部豪雨による土砂災害の概要 <速報版> vol.6 (2017)

したがって、リスク評価や気候変動に対する適応策等を検討するに当たり、国や研究機関等が科学的知見に基づき公表する最新の情報を収集、整理する。また、得られた情報を関係部局等へ提供し、庁内全体で共有して、本プランに掲載する施策内容についても随時見直しを図っていく。

取組	気候変動に関する情報の収集・整理、庁内への周知				
目的・効果	気候変動によるリスクへの対応				
目標年次	令和13年度				
行動主体	岡崎市	環境政策課			
	国	愛知県	市民	企業	
参考指標	—				
関連計画	地球温暖化対策実行計画、環境基本計画				

基本方針4 「岡崎在来の豊かな自然とふれあえるまちをつくる」

基本方針4を達成するために、以下に示す4つの具体的な施策を重点的に実施していきます。

4-1 乙川リバーフロント地区活用推進										
概要	<p>乙川リバーフロント地区では、コンパクトシティの主旨のもと、地区の東西軸を形成する乙川の豊かな水辺空間の整備と南北軸となる緑道や道路空間等の再構築により、河川や道路、公園等を民間活用空間として整えるとともに、これらを交通結節点や既存集客拠点と繋ぐまちの主要回遊動線を「QURUWA」と名付けている。そしてQURUWA上の公共資産活用により民間施設等を誘導し、これらを拠点とした公民連携事業を展開することでQURUWAの回遊を実現し、中心市街地の活性化を図り、新たな交流、賑わいをもって観光産業都市の創造に繋げるものとしている。</p> <p>この公民連携事業のリーディングプロジェクトとして、乙川河川敷の豊かな水辺空間を活かした、かわとまちの融合を図る乙川かわまちづくりを位置づけている。ここでの社会実験を中心に展開してきた、民間の河川空間利活用事業・組織体を持続可能なものとするため、主に次の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙川かわまちづくり事業の推進</li> <li>・QURUWA戦略における乙川周辺の川と一体となった公民連携QURUWAプロジェクト(拠点プロジェクト)の推進(PPP、P-PFI等)</li> <li>・オトリバーサイドテラス事業者との連携</li> <li>・殿橋テラスの活用・運営</li> <li>・乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会に上記の公民の事業者を加え、民間による運営持続化</li> </ul>									
取組	乙川かわまちづくり事業の推進、公民連携QURUWAプロジェクトの推進等									
目的・効果	まちづくりと一体的に利活用する水辺の整備を進め、水辺周辺のエリア価値と暮らしの質の向上を図る。									
目標年次	令和13年度									
行動主体	<table border="1"> <tr> <td>岡崎市</td> <td>都市施設課、企画課、公園緑地課</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>愛知県</td> <td>○</td> <td>市民</td> <td>○</td> <td>企業</td> <td>○</td> </tr> </table>	岡崎市	都市施設課、企画課、公園緑地課	国	愛知県	○	市民	○	企業	○
岡崎市	都市施設課、企画課、公園緑地課									
国	愛知県	○	市民	○	企業	○				
参考指標	—									
関連計画	乙川リバーフロント地区公民連携基本計画 - QURUWA 戦略 - 、おとがわエリアビジョン									

## 第10章 重点施策（令和3年度～令和8年度）について

### 4-2 水辺の生態系ネットワークの保全

概 要	<p>流域における適正な生態系管理は、生物の生息・生息場の保全という観点だけでなく、水の貯留、水質浄化、土砂流出防止、海及び河川・湖沼を往来する魚類などの水産物の供給など、多様な生物が関わり合う生態系から得られる恵みである生態系サービスとも深い関わりがある健全な水循環の維持又は回復にもつながる。</p> <p>市内のため池、湿地などの水辺空間においても、多様化する外来種問題への対応や希少な動植物の生息場所を適切に保全管理する必要があることから、池干し等による外来種駆除や多様な主体による持続可能な湿地の保全に努めていく。</p>														
取 組	外来種の駆除、湿地の保全管理														
目的・効果	親水性の向上、自然環境の保全														
目 標 年 次	令和13年度														
行 動 主 体	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">岡崎市</td> <td style="width: 50%;">環境政策課、公園緑地課、農地整備課</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>愛知県</td> <td>市民</td> <td>○</td> <td>企業</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	岡崎市	環境政策課、公園緑地課、農地整備課						国	愛知県	市民	○	企業		
岡崎市	環境政策課、公園緑地課、農地整備課														
国	愛知県	市民	○	企業											
参 考 指 標	駆除実績、湿地活動日数、外来種駆除が完了した池の数														
関 連 計 画	生物多様性おかざき戦略、緑の基本計画、ため池保全構想														

### 4-3 目指せ！『ホタルのまち岡崎』

概 要	<p>乙川の美合・河合地区は、「岡崎ゲンジボタル発生地」として、国の天然記念物に指定されているほか、額田地区に生息するゲンジボタルは市の天然記念物に指定されている。そこで、ホタルの生息域、生息数を拡大し、市民にホタルの保護・育成活動にもっと興味を持ってもらうために以下の活動を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡崎市ホタル学校を拠点とし、ホタルを通じた環境教育活動を実施する。</li> <li>・ホタル観賞会やホタル生息域の森林整備、河川清掃などを行い、環境意識の向上を図る。</li> </ul>														
取 組	ホタル観賞会の実施、各種啓発活動の実施														
目的・効果	ホタルの保護、環境意識の向上、親水性の向上、														
目 標 年 次	令和13年度														
行 動 主 体	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">岡崎市</td> <td style="width: 50%;">環境政策課</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>愛知県</td> <td>市民</td> <td>○</td> <td>企業</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	岡崎市	環境政策課						国	愛知県	市民	○	企業		
岡崎市	環境政策課														
国	愛知県	市民	○	企業											
参 考 指 標	イベント等の実施回数														
関 連 計 画	—														

## 第4編 岡崎市水循環総合計画の施策について

4-4 緑化の推進	
概要	地域に最も密着した施設である公園や道路等の公共施設や民有地における緑化を推進することにより、都市地域における緑豊かで良好な生活環境づくりを行い、緑化意識の高揚を図るとともに都市景観の形成、自然環境の保全、都市防災に資する効果等の機能を発揮させる。
取組	公共施設等の緑化、民有地への補助、緑化の普及啓発、緑の保全
目的・効果	ヒートアイランド緩和、地下水涵養、洪水流出抑制、都市景観の向上
目標年次	令和8年度
行動主体	岡崎市   公園緑地課
	国     愛知県     市民   ○   企業   ○
参考指標	公共施設等の緑化実績、緑化補助件数
関連計画	緑の基本計画

基本方針5 「水との関わりを深め、水を通してつながりあう」

基本方針5を達成するために、以下に示す6つの具体的な施策を重点的に実施していきます。

5-1 水に関する環境学習の充実																	
概要	<p>本市の水環境を向上させるためには、市民に水の大切さ、水環境に対する関心を高め、知識を広く普及させる必要があります。水環境に関する啓発活動を「水育」と名付けて学習の機会を設けていく。</p> <p>具体的には、森林等による水源涵養、水量、水質、治水を含めた川の状況、上水道、下水道の状況、水辺等に生息、生育する自然環境、さらには水に関する活動団体の紹介などを、小中学校での出前授業、水に関わる市民講座の開催等を通じて行っていく。</p> <p>なお、市民有志で水環境を始め様々な環境問題についての環境学習プログラムを考え、実施する方を「環境サポーター」として登録し、小中学校における総合学習や地域における学習会等に派遣して環境学習の充実を図るとともに、市民主導の水育の活性化も目指していく。</p>																
取組	啓発活動の実施、環境サポーターの登録																
目的・効果	環境学習の充実																
目標年次	令和13年度																
行動主体	<table border="1"> <tr> <td>岡崎市</td> <td>環境政策課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国</td> <td></td> <td>愛知県</td> <td></td> <td>市民</td> <td>○</td> <td>企業</td> <td>○</td> </tr> </table>	岡崎市	環境政策課							国		愛知県		市民	○	企業	○
岡崎市	環境政策課																
国		愛知県		市民	○	企業	○										
参考指標	啓発活動の実施回数、環境サポーターの登録者数																
関連計画	環境基本計画																

5-2 環境フォトコンテストの開催																	
概要	<p>「水」をキーワードに将来に残したい「良い場所」の写真を募集し、市民の水環境に対する関心を高める。また、募集の際は、良い場所だけでなく、「悪い場所」についても募集し、悪い場所については、関係者と協議しながら改善を図っていく。</p> <p>フォトコンテストを通じ、より多くの方に、自然環境に親しみ、環境について考えるきっかけとしてもらうために、応募数の増加を図るものとする。</p>																
取組	環境フォトコンテストの開催、入賞作品の展示																
目的・効果	親水性の向上、環境意識の向上																
目標年次	令和8年度																
行動主体	<table border="1"> <tr> <td>岡崎市</td> <td>環境政策課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国</td> <td></td> <td>愛知県</td> <td></td> <td>市民</td> <td>○</td> <td>企業</td> <td>○</td> </tr> </table>	岡崎市	環境政策課							国		愛知県		市民	○	企業	○
岡崎市	環境政策課																
国		愛知県		市民	○	企業	○										
参考指標	コンテスト応募点数																
関連計画	環境基本計画																

5-3 「森の駅」事業の充実

<p>概要</p>	<p>守り育てるべき「自然環境」と守り育てるための「地域活動」があり、市民が自然を学び、体験できる機会が提供され、交流が生まれるところを「森の駅」と位置づけ、平成18年から各駅で環境保全活動、自然観察会等を開催してきた。</p> <p>平成22年10月には自然の中での遊びを通して自然環境の大切さに気付く場所として、「岡崎市子ども自然遊びの森」(わんPark)を新しい森の駅としてオープンさせた。さらに、平成24年4月にはホテルとそれを取り巻く自然環境を学ぶ場として岡崎市ホテル学校をオープンさせた。また平成30年3月に森の総合駅を閉鎖し、新たに新築された額田支所(こもれびかん)内に森の駅情報コーナーを設置した。</p> <p>今後は、これまでの各施設の事業内容を見直しながら、イベントなどの内容を充実させることによって、より効果的な事業展開を図る。</p> <div data-bbox="403 853 1029 1272" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="416 1240 659 1283" data-label="Caption"> <p>鳥川ホテルの里</p> </div> <div data-bbox="818 1160 1370 1525" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="836 1503 1219 1545" data-label="Caption"> <p>岡崎市子ども自然遊びの森</p> </div>																
<p>取組</p>	<p>「森の駅」施設の管理運営、各種イベントの開催</p>																
<p>目的・効果</p>	<p>水資源・豊かな自然環境の保全、親水性の向上、環境意識の向上 関係団体の連携強化</p>																
<p>目標年次</p>	<p>令和8年度</p>																
<p>行動主体</p>	<table border="1"> <tr> <td>岡崎市</td> <td>環境政策課、観光推進課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国</td> <td></td> <td>愛知県</td> <td></td> <td>市民</td> <td>○</td> <td>企業</td> <td></td> </tr> </table>	岡崎市	環境政策課、観光推進課							国		愛知県		市民	○	企業	
岡崎市	環境政策課、観光推進課																
国		愛知県		市民	○	企業											
<p>参考指標</p>	<p>施設来場者数</p>																
<p>関連計画</p>	<p>環境基本計画</p>																

5-4 矢作川流域における関係団体との連携

概要	<p>矢作川は本市の西部を流れる主要な河川であり、本市は全て矢作川流域に含まれる。矢作川は本市だけでなく、他自治体にもまたがるため、流域が一体となって活動することが重要である。したがって、本プランの理念、施策などを矢作川流域の他の関連団体にも働きかけ、提唱していく。</p> <p>具体的には、矢作川水系における森林の整備並びに洪水調節及び水資源開発に伴う影響緩和を矢作川水系の上下流地域が一体となって推進するために設立された「（公財）矢作川水源基金」、河川管理者が中心となり、各組織のネットワークを図り、流域住民と関係者が交流を深め、意見を交換するために国土交通省が設立した「矢作川流域圏懇談会」、西三河の水循環の総合的な改善に向け、県民、事業者、民間団体、行政が連携、協働して健全な水循環を再生するために愛知県が設立した「西三河地域水循環再生地域協議会」との連携を図るものとする。</p>								
取組	矢作川流域関連団体への参画・連携								
目的・効果	水量、水質の改善、関係機関との連携強化								
目標年次	令和8年度								
行動主体	岡崎市 企画課、環境政策課、森林課								
	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>○</td> <td>愛知県</td> <td>○</td> <td>市民</td> <td>○</td> <td>企業</td> <td>○</td> </tr> </table>	国	○	愛知県	○	市民	○	企業	○
国	○	愛知県	○	市民	○	企業	○		
参考指標	—								

第4編 岡崎市水循環総合計画の施策について

5-5 環境美化・保全団体の活動支援

<p>概要</p>	<p>行政だけでは困難な環境美化・保全活動を拡充するために、湧水の保全、里山の保全を実施している団体や河川美化・愛護活動を実施している河川美化団体等を支援する。</p> <p>活動を支援することにより、環境美化・保全の推進だけでなく、併せて地域の活性化を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>おおだの森里山づくり</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>伊賀川一斉清掃</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>鳥川ホテルの里湧水群</p> </div>																				
<p>取組</p>	<p>各種団体の活動支援</p>																				
<p>目的・効果</p>	<p>環境美化、保全活動の拡充</p>																				
<p>目標年次</p>	<p>令和8年度</p>																				
<p>行動主体</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">岡崎市</td> <td style="width: 10%;">環境政策課</td> <td style="width: 10%;">環境保全課</td> <td style="width: 10%;">森林課</td> <td style="width: 10%;">河川課</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>愛知県</td> <td>市民</td> <td>○</td> <td>企業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	岡崎市	環境政策課	環境保全課	森林課	河川課						国	愛知県	市民	○	企業					
岡崎市	環境政策課	環境保全課	森林課	河川課																	
国	愛知県	市民	○	企業																	
<p>参考指標</p>	<p>登録団体数</p>																				

5-6 魚ふれあい事業の実施

<p>概要</p>	<p>市民にとって身近な河川でのイベントを通じて親水性の向上を図り、また、内水面資源に触れてもらい、岡崎市における内水面漁業への理解を深めてもらうとともに水産資源の持つ環境への役割を考える機会を提供することを目的として鮎つかみ大会を実施する。さらに、乙川の仁田えん堤から吹矢橋までの約2.5kmの区間を市民魚釣り場として一般市民に無料で開放し、釣りを楽しんでもらいながら親水性の向上を図る。そして、内水面資源安定確保のため、養殖鮎稚魚放流支援や天然鮎稚魚採捕放流及び漁場維持管理委託を行うものとする。</p> <div data-bbox="416 638 1058 1115" data-label="Image"> </div>																
<p>取組</p>	<p>イベントの開催</p>																
<p>目的・効果</p>	<p>親水性の向上、内水面漁業への理解向上</p>																
<p>目標年次</p>	<p>長期（6年以上）</p>																
<p>行動主体</p>	<table border="1"> <tr> <td>岡崎市</td> <td>農務課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国</td> <td></td> <td>愛知県</td> <td></td> <td>市民</td> <td>○</td> <td>企業</td> <td></td> </tr> </table>	岡崎市	農務課							国		愛知県		市民	○	企業	
岡崎市	農務課																
国		愛知県		市民	○	企業											
<p>参考指標</p>	<p>イベントの開催状況</p>																

第4編 岡崎市水循環総合計画の施策について

表 10-1 基本方針と重点施策のまとめ

区分	No.	重点施策	行動主体	実施時期							
			岡崎市	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9 ～ R13	
【水量】	1-1	放置人工林における適切な森林整備の推進	森林課	■	■	■	■	■	■	■	■
	1-2	林地境界及び森林所有者の明確化	森林課	■	■	■	■	■	■	■	■
	1-3	里山の保全	森林課 環境政策課	■	■	■	■	■	■	■	■
	1-4	森林に関する啓発事業の強化	森林課 環境政策課	■	■	■	■	■	■	■	■
	1-5	農地の保全	農務課	■	■	■	■	■	■	■	■
	1-6	水道水源林の保全事業 「未来へつむぐ岡崎の水プロジェクト」	経営管理課	■	■	■	■	■	■	■	■
	1-7	水循環影響調査によるモニタリング	森林課 環境政策課	■	■	■	■	■	■	■	■
【水質】	2-1	合併処理浄化槽の普及	廃棄物対策課	■	■	■	■	■	■	■	■
	2-2	浄化槽の適正管理	廃棄物対策課	■	■	■	■	■	■	■	■
	2-3	下水道の整備（汚水）	下水工事課	■	■	■	■	■	■	■	■
	2-4	市民による水環境の調査及び評価	環境保全課	■	■	■	■	■	■	■	■
	2-5	大気汚染物質対策	環境保全課	■	■	■	■	■	■	■	■
【災害】	3-1	下水道の整備（雨水）	下水工事課	■	■	■	■	■	■	■	■
	3-2	雨水貯留浸透施設の設置推進	河川課 サービス課	■	■	■	■	■	■	■	■
	3-3	避難体制の強化	防災課 河川課	■	■	■	■	■	■	■	■
	3-4	気候変動に関する最新情報の収集と施策の見直し	環境政策課	■	■	■	■	■	■	■	■
【水辺環境】	4-1	乙川リバーフロント地区活用推進	都市施設課 企画課 公園緑地課	■	■	■	■	■	■	■	■
	4-2	水辺の生態系ネットワークの保全	環境政策課 農地整備課 公園緑地課	■	■	■	■	■	■	■	■
	4-3	目指せ！『ホテルのまち岡崎』	環境政策課	■	■	■	■	■	■	■	■
	4-4	緑化の推進	公園緑地課	■	■	■	■	■	■	■	■
【水との関わり】	5-1	水に関する環境学習の充実	環境政策課	■	■	■	■	■	■	■	■
	5-2	岡崎フォトコンテストの開催	環境政策課	■	■	■	■	■	■	■	■
	5-3	「森の駅」事業の充実	環境政策課	■	■	■	■	■	■	■	■
	5-4	矢作川流域における関係団体との連携	企画課 環境政策課 森林課	■	■	■	■	■	■	■	■
	5-5	環境美化・保全団体の活動支援	環境政策課 環境保全課 森林課 河川課	■	■	■	■	■	■	■	■
	5-6	魚ふれあい事業の実施	農務課	■	■	■	■	■	■	■	■

# 岡崎市水を守り育む条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 水循環総合計画（第7条・第8条）

第3章 健全な水循環のための施策（第9条～第13条）

第4章 水循環推進協議会（第14条～第19条）

第5章 雑則（第20条）

### 附則

水は、すべての生命の源であり、太古から、私たちに自然の畏怖<sup>い</sup>を与えながらも、限りない恩恵をもたらし、豊かな自然を生み、稲作文化を始めとした独自の文化を育ててきた。

とりわけ、本市は矢作川、乙川を始めとした河川や数多くの池に恵まれ、飲料水、各種用水として利用し、水が私たちの暮らしを支えてきた。

ところが、近年、都市化の進展等により、水質汚濁、河川流量の減少、山林の荒廃、親水性の低下など水に関する様々な問題が生じてきた。

こうした中、私たちは、このような水を取り巻く現状を認識し、将来にわたって健全で恵み豊かな水が維持されるよう水を大切に守りながら使い、また、作り育むことを決意し、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、健全な水循環を確保し、及び創造するために、水に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、水循環に関する施策の基本となる必要な事項を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、「健全な水循環」とは、降水が土壌等に保持され、若しくは地表水及び地下水として流下して海域等に流入し、又は大気中に蒸発して再び降水になる一連の過程である水循環において、人間の社会生活の営み及び環境保全に果たす水の機能が、適切な均衡の下に確保されている状態をいう。

### （基本理念）

第3条 水は、市民全体の共有の財産であるとともに、生命の源であることから、私たちは清らかで、安全で、かつ豊かな水を持続的に確保するよう努めなければならない。

2 水の相互の利用及び管理は、公共の利害と関係するものであることから、水量、水質を始めとする水環境と調和するものでなければならない。

3 私たちは、自主的かつ積極的に健全な水循環を確保する施策に取り組んでいかなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、水循環に関して総合的かつ計画的な施策を推進しなければならない。

2 市は、国、県及び他の地方公共団体に対し、必要に応じて理解及び協力を求めなければならない。

3 市は、自ら事業活動を実施するに当たっては、健全な水循環を確保し、及び創造するため積極的に取り組むよう努めなければならない。

4 市は、水循環に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活の水循環に与える影響を認識し、生活排水による水質汚濁の防止、節水等に心がけ、水環境の保全に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する水循環に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、水環境を保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する水循環に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 水循環総合計画

(水循環総合計画)

第7条 市長は、健全な水循環に関する総合的な計画（以下「水循環総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 水循環総合計画は、健全な水循環に関する基本方針、目標及びその目標を達成するための施策その他必要な事項について定めなければならない。

3 水循環総合計画は、おおむね6年ごとに見直し、変更するものとする。

4 市長は、水循環総合計画を策定するに当たり、市民及び事業者の意見を聴取し、これを水循環総合計画に反映するよう努めなければならない。

5 市長は、水循環総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、水循環総合計画の変更について、準用する。

(年次報告書の作成等)

第8条 市長は、水循環総合計画に基づき実施された施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

## 第3章 健全な水循環のための施策

(水源のかん養)

第9条 市は、健全な水循環を保持する水量の確保を図るため、森林及び農地の有する多面的機能を認識し、森林及び農地の保水能力を向上させる措置を講ずるものとする。

(雨水の貯留浸透及び雨水利用の促進)

第10条 市は、雨水が健全な水循環を確保する上で重要な要素であることから、雨水の貯留浸透及び雨水利用の促進を図り、平常時の河川流量の確保及び浸水被害の低減に努めるものとする。

(汚濁負荷量の削減)

第11条 市は、清らかで安全な水を確保するため、生活排水については下水道整備の促進、合併処理浄化槽の普及等により、工場及び事業所からの排水については監視及び指導をすることにより汚濁負荷量を削減するよう努めるものとする。

(水中及び水辺の生態系の保全)

第12条 市は、水中及び水辺の生態系を保全するため、河川、ため池、湿地等の動植物の保護その他必要な措置を講ずるものとする。

(水との関わり)

第13条 市は、市民が水との関わりを深め、水辺を身近に感じることができるよう環境活動の促進、環境学習の機会の付与その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 水循環推進協議会

(設置)

第14条 市に、健全な水循環に関する施策を推進するため、水循環推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第15条 協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 水循環総合計画に関する事項
- (2) 健全な水循環に関する基本的事項及び重要事項

(組織)

第16条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第17条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募した市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第18条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第19条 会長は、必要に応じて、水循環に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、協議会に部会を設置することができる。

2 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年8月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第7条第2項に掲げる事項について策定されている水循環総合計画（「水環境創造プラン」をいう。）は、同条第1項の規定により策定された水循環総合計画とみなす。

本計画の表紙及び背表紙の写真は、「再発見！環境フォトコンテスト 2020」（岡崎市地球温暖化防止隊主催）の応募作品より提供いただきました。

表紙 : (作品名) 桜に誘われ (撮影者) 高須 吉郎 氏  
裏表紙 : (作品名) 舟遊び (撮影者) 秋屋 實 氏



## 岡崎市水循環総合計画

～わたしたちがつくる、  
水・みどり・生きもの豊かな“里川”のまち～

令和3年3月

岡崎市環境部環境政策課

〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地

電話 0564-23-6188 FAX 0564-23-6536

Email [kankyoseisaku@city.okazaki.lg.jp](mailto:kankyoseisaku@city.okazaki.lg.jp)